

平成30年第4回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第4回水巻町議会定例会第4回継続会は、平成30年12月21日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 30 年 12 月 定例会
(第 4 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

平成 30 年 12 月 21 日

水 卷 町 議 会

平成 30 年 第 4 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 30 年 12 月 21 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 30 年第 4 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを、議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました、各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

12 月 18 日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第 43 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 45 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 46 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

12 月 17 日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第 44 号 町道の路線認定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 45 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）については、賛成全員で可決いたしました。

陳情第 1 号 教育条件整備についての陳情書については、賛成全員で採択しましたことをご報告いたします。以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 議案第 43 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 43 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 4 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありますか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番岡田選子です。議案第 43 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

国民健康保険制度は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」これは憲法の生存権です。「2 項 国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」この憲法第 25 条に基づき、1957 年、国民皆保険を基本に国民健康保険法が成立し、始まりました。

「いつでもどこでも誰でも保険証 1 枚で必要な医療を必要なだけ受けられる制度」として発足し、当初政府は、「国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのために、どうしても相当額国庫が負担する必要がある」このように認めておりました。

ところが、自民党政府は、1984 年から定率国庫負担を削減し、その後、抑制し続けてきました。加入者の構成も現在では 43%が無職、34%が非正規雇用となり、加入者の貧困化、高齢化、重症化が進み、国保税の高騰が止まらなくなった、このような経緯がございます。

さらに、政府は、保険者に医療費抑制を課し、都道府県化を強行し、市町村国保事業を自己責任、自己負担の制度とするよう一般会計からの赤字補てんの繰り入れをやめ、保険税の引き上げで赤字解消をするよう強要してきました。

本議案は、このような国・県の方針をそのまま受け入れた、水巻町国保赤字解消計画に基づき、国保税を平成 31 年度より 10 年間値上げし続ける、そのうちの平成 31 年度から 3 年間の値上げのための条例の一部改正です。

当町の国保加入世帯は、本年度9月時点で4千341世帯、加入者数は7千58人。そのうち軽減世帯は2千694世帯です。加入世帯の62%が軽減世帯となっています。さらに、その軽減世帯の5割以上が7割軽減、5割軽減世帯です。「加入者の所得が低い」という国保の構造的問題は、当町でも如実です。

また、滞納世帯も470世帯で加入世帯の1割を超えています。常時滞納している世帯がそのうち150世帯、3割以上です。悪質な滞納を除き、払いたくても払えない、今でも高過ぎる国保税の当町の実態です。

もともと国保は、他の健康保険に比べて、保険税が高いという課題を持っています。政府の試算では、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍もの保険税です。国民の4人に一人が加入する国保が、他の保険と比べ不公平で、庶民に重い負担を強いる保険制度となっています。

そこで、全国知事会は、協会けんぽ並みに引き下げのために、国に対し1兆円の公費負担を要望しました。全国市長会、全国町村会も定率国庫負担の増額を要望しております。1兆円増やせば国保税は引き下げられます。

また、国保にだけ古代の人頭税と同じ、均等割や平等割、世帯割があり、特に均等割は家族の人数に対して課せられるもので、子どもの数が多ければ負担が増えることから、子育て支援に逆行しているとの批判もあり、全国知事会も見直しの要求を行っております。時代錯誤であり、低所得者や家族が多い世帯に負担の重いこのような制度は、廃止するべきだとわが党は考えます。国からの1兆円の投入があればこの仕組みを廃止することができます。

今回、町長は「国保運営協議会の承認を受けて」と、これまで値上げせずに頑張ってきた国保事業に対する姿勢をあっさり見直し、国や県の方針通りに町も一緒になって住民を苦しめる選択をしました。全国には、高すぎる国保税の問題解決のために、均等割を独自に軽減したり、都道府県化の中でも国保税を引き下げた少なくない自治体があります。当町の今回の値上げ額は、約1千400万円から1千700万円程度です。ただでさえ消費税の増税や年金の引き下げ等で今後の生活不安が増大している住民に対し、輪をかけて国保税の増税を押し付ける選択をしなくても、これまで通り住民の暮らしを守る姿勢で、政治的判断で値上げを阻止することは十分にできたものと考えます。

国や県の住民いじめの施策に対し、町は住民を守る防波堤となるのか、自治体の役割が問われた重大な問題であったにもかかわらず、総務財政委員会では、わが党の反対議論のほかには、活発な論議がなされなかったことは残念に思います。

わが党は、住民の健康と暮らしを守る上からも、社会の公平・公正という面からも、また、国保制度の持続性を確保する上からも、高すぎる国保税の問題を解決することは、社会保障の避けて通れない課題だと考えます。立場の違いや社会保障政策の違いがあっても、引き続き高すぎる国保税の解決に向けて、知恵を出し合い、力を合わせていくことは可能であり、必要であると考えます。町長は全国町村会を通じ、引き続き、国庫負担の増額を国に強く要望していただき、私たち議会は、国に対して公費負担を増やすよう意見書を送付することが、水巻町議会としてできますように、そのために今後もわが党は力を尽くす決意であることを述べまして、本議案、国保税の値上げ案、国保税条例の一部改正については反対をいたします。

議 長（白石雄二）

ほかに。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、反対の立場から意見を述べます。

今回の健康保険税条例の改正は矢野町長以来の税改正になると思います。約 60%の人が軽減を受けているわけです。7 割軽減、5 割軽減の人はおそらく、生活実態の収入は生活保護者よりも収入が少ないと思います。私いつも思ってますけど、何故真面目に働いている人が生活保護者よりも苦しい生活をしなければいけないかと、いつも思っているわけです。そういう点です。憲法第 25 条にありますように、国民は健康で文化的な生活ができると、これを国の憲法第 25 条で保障しているわけです。

私は昨日、東京の日の出町と岩手県の西和賀町に電話したわけです。これはですね、今年から国民健康保険税の制度が市町村から都道府県に変わったわけです。だから、なぜ二つの町に電話したかと言いますと、この制度が変わった中で、東京日の出町は 75 歳以上の医療無料、それから岩手県西和賀町は 65 歳以上の大半、半分近くの人が医療無料なんです。これをこの制度が変わった中で、継続してるかどうか確認するために電話したわけです。そしたら、やっぱり継続しますという答弁が役場のほうからありました。

まあそれはさて置いてですね、だから私、最初の出だしで言っていますように、真面目に働いている人が生活保護者よりも苦しい生活をしている。だから税金が払えない。ですね。だからこの点ですね、やっぱり私たちは住民税、払っています。固定資産税も払っています。そういう中で、まあ国も私たちから所得税取りますけど、そういう国民の、国民や町民のですね、生活を守るために税金、取っているわけです。それをですね、税をどこに行使するかが問題だと思います。だから水巻は長いこと、まあどこの市町村もそうですけど、国保は赤字なんです。で、一般会計からどこの市町村も繰り入れていきます。だから、今後ともですね、そういう方針を取り続ける必要だと思います。そのためにはですね、できるだけ、例えば公共施設の耐久年限を延ばすとか、それから無駄なお金、工事をしないと、そういうところを削れば、やっぱりですね、そういうお金は捻出できると思います。

私は平成 29 年、東北の 5 つの町村を訪ねて行きました。政治の良さにびっくりしました。そういう町民や役場の職員、まあ議員もそうですけど、できるだけお金、節約してですね、それを、節約したお金を、住民の負担を軽くするほうに回しているわけです。そういう点ですね、そういう努力すれば、こういう、今度の税改正も、こんなに大幅に上げなくても済んだと思うんです。だから私はこういう考えを持っていますから、国民健康保険税条例の改正には反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。議案第 43 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 44 号

議長(白石雄二)

日程第 3、議案第 44 号 町道の路線認定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりなので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 44 号 町道の路線認定について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成全員と認めます。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 45 号

議長(白石雄二)

日程第 4、議案第 45 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算(第 3 号)についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたが、審査結果は先にご報告したとおりなので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 45 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 46 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 46 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

今回の補正予算は高額療養費の人数が増えたからと思ってます。そういう点ですね、高額医療の人は年間たくさん使ってるんです。一番多い人は 700 万とかですね、500 万くらいも何人かいます。そういう人が、ひとつは国民健康保険のですね、やっぱりそういう財政を非常に苦しい状況に追い込んでいるわけです。

私は常々言うんですけど、やっぱりですね、健康保険の担当もそうですけど、町全部がですね、やっぱり執行部も含めて、まあ議員もそうですけど、まあ町民自らもそうですけど、やっぱり健康づくりにですね、努力する必要があると思います。

私は今年、和歌山県みなべ町に行って、副町長の名刺もらってびっくりしたんです。名刺の裏にはこう書いているんです。自らの健康は自らで作らましようとして書いてあるんです。それからいろんな、町の産業書いているんですね。まさにそのとおりと思ったんです。

なぜ、私がここに行ったかといいますと、十数年前、NHKのニュースで、合併する前、南部川村と書いていました。今、合併して、南部川村と南部町と一緒にあって、みなべ町と言いますけれど。旧南部川村が和歌山県で1番、農業所得が千数百万あって、1番高いと報道されたんです。そして国民健康保険税が1番安いと報道されたから、私、その年にすぐ自分の足で視察に行きました。そして当時の村を隅から隅まで見て回ったんです。そしたら、年寄りが生きて働きと働いているんです。嬉しかったですね。これが、国民健康保険税を安くしている原因だと思ったんです。

今回の補正予算は、高額医療が増えたから補正されたと思うんですよ。そういう点ですね、やっぱり町あげてですね、全員がそういう健康づくりしないといけないと思うんです。特に私の頃末の家の前には、水巻クリニックがあって透析の方が多いです。ほとんど1人あたり患者の年間の医療費は、500万円ぐらいかかっていると思います。

そういう点ですね、長野県はすごいです。農協と自治体が力を合わせて、健康づくりを努めているんです。だから、長野県のほとんどの自治体が国民健康保険税が、全国平均よりも安いところたくさんありました。さらにびっくりしたのは、ずっと車で回ったら、農協に診療所作っているんですよ。農協の病院もあるんです。まさにこれだなと思ったんですよ。それがですね、町民の税負担を下げているわけです。

だから、そういう点ですね、私たち行政も執行部側もそうですけれども、私、議員もそういう点、努力する必要があると思います。まあ今回はそういうことです。以上です。

議 長（白石雄二）

ということで、賛成ですか、反対ですか。

13 番（古賀信行）

これですね、補正予算なのでもう賛成します。

議 長（白石雄二）

賛成、はい。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第46号 平成30年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 意見書第 15 号

議 長（白石雄二）

日程第 6 号、意見書第 15 号 認知症施策の推進を求める意見書について、を議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。松野議員。

5 番（松野俊子）

5 番、松野です。意見書第 15 号、認知症施策の推進を求める意見書について。地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は水ノ江議員、久保田議員であります。内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議のうえ、全員のご賛同をお願い申し上げます。以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。意見書第 15 号、認知症施策の推進を求める意見書について、日本共産党を代表して反対討論を行ないます。我が党は、認知症施策を拡充推進することについては、異議はありません。現在、高齢者の 3 人から 4 人に 1 人は、認知症か軽度認知障害という深刻な状況です。ところが、現行の介護保険では利用できるサービスに限界があり、認知症のお世話は、専ら家族任せという高齢者が膨大な数にのぼっています。認知症の高齢者に対応する法的介護サービス、介護基盤を抜本的に拡充するとともに、認知症の早期発見、診断、初期の相談と家族への支援から、終末期のケア、看取りまで、切れ目なく治療を行なう、医療、保険、福祉の連携体制の構築が重要であります。

提出された意見書案の 1 項、2 項、3 項の項目については、異論を唱えるものではありません。しかし、4 項目めの全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用については、個人情報拡大、漏洩につながるのではないかと懸念されます。

この件について我が党は、提出者の松野議員に、4 項のみを削除していただければ、全面的に賛成できるのですが、と相談させていただきましたが、このまま提出したいとの返答でしたので、この項目については賛成をしかねます。個人情報の取り扱いについては、プライバシー保護のため、本人が関与し、選択できるシステムが必要だと考えています。よって、意見書第 15 号については反対といたします。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、賛成の立場から意見を述べるんですけど、認知症の対策は、さっき述べましたように、国民健康保険と同じように、行政に頼るばかりではなくて、これは家庭、各個人ですね、自覚の問題と思うんです。私は自分の妻に言います。あなたがぼけたら僕は看らんよと、僕がぼけても看らんでいいよと、はっきり言います。そういう点で、町の、これは福祉課もそうですけど、健康保険の担当もそうですけど、やっぱりそういうですね、町民が生涯、いきいきとしてぼけない生活をするための施策、これも1つと思うんです。各公民館でいろんな行事をやってくれています。非常に嬉しいことです。そういう点ですね、もっともっとやっぱりそういう公民館活動や老人会活動、広げていただくことを希望いたしまして、私の賛成討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第15号 認知症施策の推進を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、意見書第15号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 意見書第16号

議 長（白石雄二）

日程第7、意見書第16号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、を議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員、自席でいいですよ。

7 番（小田和久）

自席で失礼します。7番、小田です。核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、提案説明をいたします。この意見書の案文については、事前に議員のみなさまにお配りいたしておりますので、それを参考にいただき、慎重審議のうえ、全員のご賛同をお願い申し上げます。賛同者は岡田議員、井手議員です。地方自治法第99条の規定によって、意見書を提出します。提出先は内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長となっております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありません

か。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は賛成の立場から討論いたします。国連で核禁止条約に賛成しないのは、核保有国、そして、それにアメリカに追随する日本などですね。大半の国連加盟国が賛成しているのに、そういうおかしい状態が続いているわけです。いつもマスコミで話題になりますけれど、長崎の高校生が、あんなに頑張って署名を集めて、国連に持って行って努力しています。そういう点ですね、私たち大人が次の世代の現在の子どもの、そういう平和で核兵器がない世界を残してやる必要があります。

これに関連してですけど、今日、うちの奥さんと話したんです。原子力発電は、当初の設計は40年で終了すると言っていました。ところが、あまりにも原発1基造るのには、お金がかかり過ぎるから、それをさらに20年延長を認めると、日本政府のこのやり方、無様なやり方ですね。事故が起きたとき誰が責任とるか。いつも口癖に不測の事態でしたと。いつの事故もそういう、お役所言うんです。そういう危険な状態を、私は認めるわけにはいかないんです。だから、賛成討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかに。討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第16号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第16号は、否決いたしました。

日程第8 意見書第17号

議 長（白石雄二）

日程第8、意見書第17号 介護サービス事業所職員の処遇改善及び労働環境改善を求める意見書について、を議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8番、岡田選子です。意見書第17号、介護サービス事業所職員の処遇改善及び労働環境改善を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。お手元に案文ございますが、超高齢化社会を迎えている中で、サービスの提供を行なう介護職員の不足、これにつきましては、みなさんご承知のとおりだと思います。また、そこで低賃金、重労働という問題が起こっ

ております。そこでの離職率が高いというところで、また、職員不足というのが今現実に起こっているところで、水巻町における数値をちょっと出させていただきました。案文の中ほどにありまして、高齢化率が31.8パーセント、要介護認定率は20.2パーセントで、全国平均よりも高くなっております。その中でサービス事業者の割合、これも全国平均よりも高くなっておりますので、介護サービスに要する職員、たくさん必要だということなんですね。そこにおきまして、処遇改善、国としてもされましたが、また、来年度予算におきまして、月8万円程度の処遇改善をするというようなことが、先日のニュース等でも報道されておりましたが、現実にはですね、なかなか直接に、職員の手当に引き上がるということが、なかなか現実には起こっていないというようなことも聞いておりますので、是非ですね、現場のお声をここに書かせていただいておりますので、是非、1番、2番ですね、全員のみなさんのご賛同いただきまして、意見書を国へと提出させていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

提出先は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆参両議院議長ですね。それと賛同者は小田和久議員、井手幸子議員です。よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第17号 介護サービス事業所職員の処遇改善及び労働環境改善を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第17号は、否決いたしました。

日程第9 意見書第18号

議 長（白石雄二）

日程第9、意見書第18号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書について、を議題いたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。日米地位協定の抜本的改定を求める意見書案について、提案説明を行ないます。案文については、みなさまのお手元にあるとおりでございます。これに補足説明を行ないます。この日米地位協定については、日本国民の生命を危機にさらすという大きな問題点もありますけれど、国民に対して現実的な問題として賠償金の補償というものがあります。たとえば、明らかにアメリカ軍の飛行機等がアメリカ軍の原因によって墜落をした場合でも、日本が4分の1を補償するという、これが全く本当に不平等な協定内容だと思います。

その一例として、昨年10月に沖縄の高江で、米ヘリが不時着をして炎上しましたが、その畑に落ちた作物の補償については、未だに全くされておりません。また、米軍三沢基地におきましても、F16戦闘機が墜落をして、燃料タンクをそこに投棄をしてしまったと。これ、海に投棄をしたわけですが、これによって漁業補償ですね、全面禁漁に追い込まれ、漁業ができなくなって、約1千万近くの損害賠償、補償がされていないという、これは国民に大きな不利益を発生、与えるものだと認識しております。

また、これについて、こんなに不平等でありながら、日本政府が日本国民の立場に立って、その改定をこれまで1回もしたことも、改定を提起したこともなく、この協定というのは、ほかの国と比較しても異常なほどに不平等さが際立っていると。そして、この全国知事会で今年、そういう要請が出たということも含めまして、みなさんにどうぞご理解をいただいて、ご賛同をお願いしたいと思います。提出先は内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長、そして賛同者は小田議員、岡田議員でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。さっき井手議員も触れられたから、重複するところは、できるだけ避けたいと思います。この日米地位協定の根本はサンフランシスコ条約と思うんです。このサンフランシスコ条約に関連して1952年、昭和27年から1972年まで、日本政府は沖縄を日本の国からアメリカに譲り渡したわけです。そして20年間、沖縄をアメリカの統治下においたわけです。1972年に日本に沖縄復帰して、日本国民となることができました。

こういうですね、日本とドイツとイタリアが日独伊協定結んで、世界の第二次大戦を推進したわけです。そういうですね、ドイツもイタリアも敗戦国でありながら、こういう無様な協定を結んでいません。イタリアのスキー場でアメリカの戦闘機が事故を起こしました。そのときイタリア政府は毅然とした態度をとりました。これがですね、独立国です。

さっき井手議員が述べられましたように、米軍が日本で事故を起こしても、事故の負担金の一部を日本政府がみる、こんな馬鹿げたことはないんです。これが日本の実態と思うんです。

また、これにちょっと関係ありませんけど、よく日本政府は北方領土の2島返還を迫るとか、いろいろ言っているわけです。けどですね、六法全書の一番後ろ見てください。国際条約では、日本政府は北方領土を放棄しているわけです。だから、本当に日本に取り戻したいならば、そういう条約改正をまず最初やって、日本に取り戻す必要があると思うんです。そういう余談になりましたけれど、だから、こういう不平等な条約はですね、見直しし、また、廃棄しなければいけないと思うんです。

先日も岩国の基地に所属する米軍の、空中給油機と戦闘機接触して事故起きました。私は今年、岩国に自分で視察に行ってきた。それは2年前にも行っています。それは2年前は大きな山切り崩して、家が建てられるように平地にしていました。今年行ったのは、その後どういふ状況になっているかというのを見てきたんです。そしたら、いっぱい米軍の家族が住む家ができていました。歯痒い思いでいっぱいでした。

平成31年年度予算が今日の新聞に載っていますけれど、101兆何千億円、載っていました。そしてその中で見たのが、約3分の1が国債発行で国の予算組んでいるわけです。安倍さんはよく、そういう借金を減らす、減らすと口では言っていますが、現に予算上はそれと逆なことやっているわけですね。歯痒い思いでいっぱいでした。そういう点でですね、そういう米軍のために多額の金使ってですね、こういうこのことも日米協定の中に入っているわけです。そういう点におきまして、この共産党提案の日米地位協定の抜本的改定を求める意見書については、賛成といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行ないます。意見書第18号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第18号は否決いたしました。

日程第10 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第10、委員会報告について。去る9月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 11 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 11、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

日程第 12 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 12、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成30年第4回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会